

熊本県公報

第 1 1 5 0 5 号
平成 19 年 1 月 24 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 種畜証明書^の交付……………(畜産課) 1
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生……………(") 2
- 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置の許可……………(市町村総室) 2
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定……………(薬務衛生課) 2

公 告

- 平成 19 年度文書送達業務委託に係る一般競争入札の実施……………(私学文書課) 2
- 土地改良区清算人の退任……………(農村計画・技術管理課) 5
- 県営土地改良事業の工事完了……………(") 5
- 団体営土地改良事業の工事完了……………(") 5
- 二級河川町山口川河川整備基本方針の公表……………(河川課) 5
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村計画・技術管理課) 6

正 誤

- 平成 18 年 8 月 31 日熊本県規則第 59 号(熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則)……………(農業経営課) 6
- 平成 18 年 11 月 17 日熊本県告示第 1155 号(保安林の指定に関する予定)中……………(森林保全課) 6

告 示

熊本県告示第 69 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。
平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平 18 熊本県臨)	名 号	品 種	検査成績	飼 養 者	検 査 場 所
平成19年 1月9日 (火)	第 15 号	平茂幸 2	黒毛和種	1 級	財団法人熊本 県農業公社 西原公共育成 牧場	阿蘇郡西原村河 原大野 4332
	第 16 号	KDC テンプレ ス デニ バー	ホルスタイン種	2 級	社団法人 家 畜改良事業団 熊本種雄牛 センター	阿蘇郡西原村河 原大野 4332-16
	第 17 号	ロードビ ュー ソーサバ グワード ET	ホルスタイン種	2 級		
	第 18 号	YKT ク	ホルスタイン種	2 級		

		リスピー フリー ダム ET			
	第 19 号	ルー エ ラオー ビー シ ユアリー ET	ホルスタイン種	2 級	

熊本県告示第 70 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 19 年 1 月 5 日	上益城郡	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 71 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の規定により、平成 19 年 1 月 4 日付けで熊本市長、八代市長、人吉市長、荒尾市長、水俣市長、玉名市長、天草市長、山鹿市長、菊池市長、宇土市長、上天草市長、宇城市長、阿蘇市長、合志市長、城南町長、富合町長、美里町長、玉東町長、和水町長、南関町長、長洲町長、植木町長、大津町長、菊陽町長、南小国町長、小国町長、産山村長、高森町長、南阿蘇村長、西原村長、御船町長、嘉島町長、益城町長、甲佐町長、山都町長、氷川町長、芦北町長、津奈木町長、錦町長、あさぎり町長、多良木町長、湯前町長、水上村長、相良村長、五木村長、山江村長、球磨村長及び苓北町長から申請のあった熊本県後期高齢者医療広域連合の設置を平成 19 年 1 月 12 日付けで許可した。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 72 号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

なお、平成 9 年熊本県告示第 859 号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、同日付けで廃止する。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 公衆浴場入浴料金の統制額

大人 1 人につき (12 歳以上の者)	中人 1 人につき (6 歳以上 12 歳未満の者)	小人 1 人につき (6 歳未満の者)
360 円	120 円	60 円

2 熊本県公衆浴場基準条例（昭和 40 年熊本県条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

公 告

熊本県公告第 79 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 19 年度熊本県文書通送業務
- (2) 委託業務の内容

- 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、平成 19 年度熊本県文書通送業務に要する費用とし、各コース 1 回当たりの単価とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる条件すべてを満たす者であること。
- (1) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 7 項第 1 号に規定する特定信書便役務を内容とする特定信書便事業許可を受けていること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第 36 条第 1 項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。
- (3) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目運送業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581（直通）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 1 月 24 日（水曜）から平成 19 年 2 月 6 日（火曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 1 月 24 日（水曜）から平成 19 年 2 月 14 日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部私学文書課文書係（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2061（直通）
- 6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 1 月 24 日（水曜）から平成 19 年 2 月 21 日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 19 年 2 月 22 日（木曜）午前 10 時から
 - イ 場所
熊本県庁行政棟本館 3 階 301 会議室
 - (4) 入札書の提出方法
6 (3) に記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 (3) に記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
 - (7) 契約保証金
10 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を

締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 80 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任の届出があったので、同法第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
清算法人 西原村土地改良区
- 2 退任する清算人

氏 名	住 所
加 藤 義 明	阿蘇郡西原村大字布田 1705
久保田 嘉 信	阿蘇郡西原村大字鳥子 1552
日 置 和 彦	阿蘇郡西原村大字鳥子 2636
藤 本 一 雄	阿蘇郡西原村大字鳥子 1006
松 永 一 隆	阿蘇郡西原村大字鳥子 186
海 東 磨	阿蘇郡西原村大字鳥子 1229
大 谷 光 明	阿蘇郡西原村大字鳥子 1992
坂 本 近 利	阿蘇郡西原村大字鳥子 1995
野 田 幸 信	阿蘇郡西原村大字鳥子 1536
古 庄 勝	阿蘇郡西原村大字鳥子 658-3
藤 田 保 生	阿蘇郡西原村大字鳥子 1514
荒 木 俊 輔	阿蘇郡西原村大字鳥子 1231
永 田 義 徳	阿蘇郡西原村大字鳥子 1084

熊本県公告第 81 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	布田 (西原村)	平成 15 年 12 月 3 日	平成 18 年 3 月 20 日	熊本県

熊本県公告第 82 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	星原	平成 14 年 12 月 25 日	平成 18 年 3 月 31 日	小国町

熊本県公告第 83 号

次の河川に係る河川整備基本方針を定めたので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川名 二級河川町山口川
- 2 河川整備基本方針の公表場所
熊本県土木部河川課及び熊本県天草地域振興局土木部企画調査課
- 3 公表期間
平成 19 年 1 月 24 日から

熊本県公告第 84 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営流藻川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 1 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営流藻川地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 1 月 25 日から平成 19 年 2 月 22 日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

正 誤

平成 18 年 8 月 31 日付け熊本県公報号外第 32 号の 2 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	43	「別記第 4 号」	「別記第 3 号」

平成 18 年 11 月 17 日熊本県告示第 1155 号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	20 から 21 まで	1972、1974、1992、2008 の 1、2008 の 2、 1977・1979 の 2・2007・2012（以上 4 筆に ついて次の図に示す部分に限る。）	1972、1974、1977、1979 の 2、1992、2007、 2008 の 1、2008 の 2、2012